

# いいだ 市議会だより

No. 155

平成 18.8.22

編集/市議会だより編集委員会 発行/飯田市議会 〒395-8501 長野県飯田市大久保町 (TEL)0265-22-4511



## 第2回 定例会

## 国民健康保険税の税率を据え置き

国土利用計画（第2次飯田市計画）案を可決  
国民保護法関連条例案2件を可決



7月22日に飯田市議会主催で開催された自治基本条例シンポジウムでのパネルディスカッションの様です。会場からの意見も活発に出され、有意義な会となりました。

## 定例会のあらまし

平成18年飯田市議会第2回定例会は5月30日に招集され、6月23日までの19日間の日程で行われました。

本会議の初日には、市長から、4月から5月にかけての市の主な事業や課題についての説明がありました。

今定例会では、16人の議員により、福祉、教育、産業、危機管理などの分野について、一般質問が活発に行われました。

また、飯田市国民健康保険税条例の一部改正条

例案、国土利用計画（第2次飯田市計画）案、国民保護法関連条例案2件を含む、市長が提出した議案43件を審査し、原案のとおり可決しました。

さらに、請願3件、陳情4件の審査を行うとともに、議員が提出した議案3件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

議員が提出した議案の内容は、請願・陳情の審査により採決した意見書で、定例会終了後に関係機関へ送付しました。

**国保税率を据え置き**

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、社会委員会の審査を経て、本会議で原案のとおり可決しました。この改正で、本年度は現行の国保税率が据え置きとなりました。

**国土利用計画(第二次飯田市計画)案を可決**

飯田市のこれまでの土地利用は、関係する個々の法制度に基づいて、相互の関連が不明確なまま、互いに調整されずに行われてきましたが、今回の計画には、飯田市を取り巻く現状を反映させて、諸課題を横断的・体系的に解決するための基本指針としました。

**国民保護法関連条例案二件を可決**

飯田市国民保護協議会条例案と、飯田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案を、総務文教委員会の審査を経て、本会議で原案のとおり可決しました。これを受けて、飯田市の国民保護計画を作成することとなります。

**可決した主な議案**

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (職員の休憩時間の廃止、休憩時間の見直し及び育児・介護を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲を拡大)
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、通勤の範囲及び障害等級に係る規定を改正)
飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (国民健康保険税の月割り額の端数計算の際、百円未満の端数金額を最初の納期限の分割金額に合算するよう改正)
上村及び南信濃村の編入に伴う飯田市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年度基礎課税額(医療給付費分保険税)及び介護納付金課税額に係る税率(按分率)を改正)
飯田市病院料金条例の一部を改正する条例 (平成18年度診療報酬改定に伴って、条例が定める料金のうち該当部分を改正)
飯田市国民保護協議会条例 (飯田市の国民保護計画の作成及び変更について諮問する飯田市国民保護協議会に関する事項を規定)
飯田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 (いわゆる「国民保護法」により設ける飯田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事項を規定)
飯田市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例 (非常勤消防団員の退職報奨金支払額を引き上げる改正)
国土利用計画(第二次飯田市計画) (国土利用計画法により、計画の案について議会の議決を求めるもの)
工事請負契約の締結について (上郷小学校耐震補強工事、飯田市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設等建設工事)

**同意した人事**

同意	飯田市松尾地区財産区管理委員	宮下 吉彰 ・ 村上 勝弘 ・ 青島 誠 ・ 齋藤 尚武
	飯田市鼎財産区管理委員	田中 健介 ・ 塩澤 正義 ・ 西塚 孝義

**請願の審査結果**

内 容	請 願 者	結 果	対 応
障害児の放課後及び長期休みにおける保育の安定対策を確立し、自立支援法の「児童デイサービス」制度の利用拡大を願いたい。	飯伊伊南障害児保育を求める親の会 飯田市手をつなぐ親の会	継 続	
国に対し、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書を提出願いたい。	飯田市学校教職員組合 執行委員長	不採択	
県に対し、県独自の30人規模学級の小中全学年への拡大、複式学級の解消、県独自に教員配置増を求める意見書を提出願いたい。	飯田市学校教職員組合 執行委員長	採 択	意見書提出

**陳情の審査結果**

内 容	陳 情 者	結 果	対 応
飯田市の職員採用において、全ての職種で外国人に対する国籍条項を撤廃願いたい。	在日本大韓国民団長野野飯田支部 代表	趣旨採択	
国に対し、公共サービス充実のため、安易な公共サービスの民間開放及び画一的な公務員の純減を止めるよう求める意見書を提出願いたい。	長野県国家公務員労働組合共闘会議	不採択	
県に対し、高校改革プラン「実施計画」で地域の合意のない部分を撤回し、学校現場に十分検討期間を保障できない平成19年度実施を見送ることを求める意見書を提出願いたい。	長野県高等学校 教職員組合下伊那支部 副支部長	継 続	
国に対し、教育基本法「改正」法案について慎重審議を求める意見書を提出願いたい。	長野県高等学校 教職員組合下伊那支部 副支部長	継 続	
国に対し、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書を提出願いたい。	飯田市学校教職員組合 執行委員長	採 択	意見書提出
国に対し、30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書を提出願いたい。	飯田市学校教職員組合 執行委員長	採 択	
国に対し、WTO農業交渉日本提案実現を求める意見書を提出願いたい。	みなみ信州農業協同組合 代表理事組合長	継 続	

総務文教委員会

# 飯田市国民保護協議会条例案 飯田市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例案 を審議

**Q** 条例で置かれる「国民保護協議会」ってなに？

**A** 国民保護法により、飯田市は、万一の大規模なテロ(緊急処理事態)や有事(武力攻撃事態)が発生した場合に、「国民の生命、身体、財産」を保護し、国民生活や経済に及ぼす影響が最小とするための飯田市の役割を定める計画(国民保護計画)を作り、この計画に基づいて「市民の保護」を行います。この計画を作り、又は改正するときには、市は、事前にこの協議会の意見を聞かなければなりません。

**Q** 条例で置かれる「飯田市国民保護対策本部」・「緊急処理事態対策本部」ってなに？

**A** 国民保護対策本部は、武力攻撃事態において市民の保護を的確迅速に行うために、保護措置の総合調整をし、あるいは長野県が設置する対策本部に対して、県自身や、県が指定した機関・企業が行う県民の保護の措置を総合調整するよう要請等します。また、緊急処理事態対策本部は、武力攻撃に準ずる手段で多くの人が殺傷される事態又はその危険が明白に切迫している場合に市民の保護を行います。いずれの本部の長にも市長になります。

**A** 武力攻撃に対する第一次的な対応は国が行う。地方自治体に求められる対応は、住民の避難と救援、被害の最少化の三つである。

**Q** 武力攻撃に対する対応は国がするべき。この条例により、市は何を対応するのか？

**飯田市国民保護協議会を設置し、国民保護計画を作成  
飯田市国民保護対策本部を設置**

六月十九日に開催された総務文教委員会では、本会議から七件の議案の審査を付託されました。ここでは、この七件のうち、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(いわゆる国民保護法)に関連する2条例の制定に係る審議の主な経過についてお知らせします。



この議案は採決されましたが、総務文教委員会の上澤委員長により、次のとおり総括報告が行われました。

市の国民保護計画は、国や県の計画の安易な引き写しではなく、市の自主性が尊重されなければならない。憲法の平和主義及び基本的人権を十分に尊重した計画となるようにし、住民をはじめ関係者の意見の聴取の機会を十分に保障し、意見の検証を行うとともに、情報公開を十分に徹底するよう配慮されたい。

**A** 法では、住民の自発的な協力に委ね、強制してはならないと規定する。特定の物資の売渡しを拒否した場合に収容される規定もあるが、あくまで国民の協力は努力規定とされている。今後作成する飯田市の国民保護計画で細部を定めていく。

**Q** 憲法が保障する財産権や営業の自由等の権利が、計画を実施することによって侵害されることはないか？

**A** 国民保護計画は、自然災害では想定されない市町村の区域を越える避難、生物兵器等の攻撃による災害への対処等など、防災計画の内容とは異なる内容を定める。住民の区域内の避難・救援や平素の訓練など、地域防災計画の内容を参考に定められる事項もある。

**Q** 国民保護計画は、防災計画とどう違う？

社会委員会

## 国民健康保険関係議案3件 飯田市立病院料金条例の一部を改正する条例案 を審議

### 情報コナ

#### 国民健康保険関係3議案の概要

今回、本会議から付託を受けた国民健康保険関係の3件の議案の概要は、次のとおりです。

- ①飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
【改正の概要】  
これまでの国保税の税率を据え置くこととしました。
- ②上村及び南信濃村の編入に伴う飯田市国民健康保険条例の特例措置に関する条例の一部を改正する条例  
【改正の概要】  
5年間の経過措置により、旧2村の国保税の課税水準と飯田市のものとの均衡を図るもので、平成17年度に続き、今回の措置が2年目となる。
- ③平成18年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
【改正の概要】  
当初予算に比べ、次の額を減額する。  
歳入：療養給付費負担金を約5100万円  
歳出：療養給付費を2億1900万円

**A** 軽減措置の適用には一定の所得額の条件があり、対象者の所得額がその額に達しているかどうかで軽減措置の適用の有無も決まる。仮に所得割が変わっても影響はない。

**Q** 旧2村の区域に課税される今回の国保税の調整措置は、現在、所得の少ない納税者に対して全市で行われている軽減措置に影響を及ぼすか。  
**要望** 両地区住民に国保税負担増額について広報が必要。

六月二十日に開催された社会委員会では、本会議から四件の議案の審査を付託されました。国民健康保険関係の議案と市立病院料金条例の一部改正条例案ですが、ここではそれぞれの議案審議の主な経過についてお知らせします。  
国保税のさらなる収納率アップに向けて取り組み、地域医療総合連携体制の充実強化を図ります。

**Q** かりつけ医から市立病院への紹介率を高める取り組みをしてきた総括は。また、これは病診連携に役立ったか。

**A** 取り組み当初の紹介率は約三〇%だったが、取り組みの結果、昨年の四月には八〇%を超え、平成十七年度は、初診と再診を含めて平均で九〇%を超える状況になっている。産科にしても、まずは地域の産婦人科にかかって頂き、その上で紹介を頂いて市立病院で受診という態勢が定着してきた。

**Q** 地域医療総合連携体制の今後の展望は。

**A** 地域医療支援病院として、医師会長、保健所長、福祉事務所長や学識経験者らによる運営委員会を設け、市立病院を中心とした地域医療のありかたを鋭意検討している。この中で、現在の体制を強化していく方向が出されている。

**Q** 国保税の収納率の低下が懸念される。最低ラインを下回れば調整交付金がもらえなくなる。収納率アップの具体策は。

**A** 納税課と連携し、現年課税分を中心とした収納に取り組み。収納率の低下は加入者層の厳しい生活実態を表すため、保険証の交付時に納税相談の場を設ける等し、適正に成果を上げる。

**Q** 紹介率は医療法と診療報酬で規定されるが、診療報酬の改正で紹介患者加算が削除された。市立病院では平成14年4月に初診時の特定療養費(特別初診料)制を導入したが、病診連携の考え方に変更はないか。

**A** 特別初診料制になった時から、地域の医療機関の機能分担を推進する国の方針の中で、かりつけ医を推奨するとともに、市立病院は専門・高度・急性期の医療を担う病院として棲み分けを行っていくこととした。この考えに変更はない。

産業経済委員会

# 平成18年度一般会計補正予算案（第1号）を審議 ～千代山村広場交流施設を設置へ

**Q** この場所に交流施設を設置するに当り、隣接する山村広場と相乗して施設の利用向上を図るといふが、山村広場の利用の状況はどのようなものであるか。

**A** この広場は、従来から千代地区の体験教育旅行の受け入れ施設として利用されてきた。また、運動会など千代地区のイベント会場としての利用、あるいは、隣接する保育園の園庭としての利用など、千代地区における拠点的な交流広場としての役割を果たし、多く利用されている。

## ひとくちMEMO 「体験教育旅行」

飯田市が中心となって平成9年から行っている事業。飯田市の持つ豊かな農村環境を活かして、都会の子供たちに、普段の生活にない自然や農林業、そこに暮らす人々の考え方や生き方などに触れてもらうために行っています。

参加した子供たちに自然や命の尊さを気付かせ、生き生きとした感動体験の便りが寄せられ、新たな交流も生まれています。

六月十九日に開催された産業経済委員会では、本会議から、平成十八年度一般会計補正予算（第一号）案の一部を分割付託されました。ここでは、その議案審議の内容についてお知らせします。

**千代地区に交流拠点施設を整備  
隣接する山村広場と相乗的に積極的な利用を計画**

千代地区は、農林業体験型交流事業が盛んな地区です。千代地区には山村広場が既にありますが、これに隣接して、新たに交流拠点施設を設置することで、地区住民相互のみならず、地区外からの来訪者と地区民との交流を図ることを目的とし、また、地域の木材を利用した施設とすることで、地元産材の利用促進に貢献する施設としたい、との市長側からの説明がありました。

## J Aみなみ信州との懇談の概要

飯田の農業を振興するために今何をすべきか、積極的な意見交換をしました。

- 1 畜産業が安定して行える環境の整備が必要。
- 2 地域農産物のブランド化の取組みが必要だが、大きな設備投資が必要で、ネックになっている。
- 3 農業の担い手の確保が喫緊の課題。気軽に就農できて持続できる環境づくり、経営支援が必要。
- 4 主に野菜生産者の収入安定を図るため、マーケットリサーチと新たな販路の開拓が必要。
- 5 遊休農地対策で作った大豆、そばの収穫のために、共同利用する刈り取り機の購入助成が必要。

## 飯田市内の消費者団体との懇談の概要

主に食を取り巻く問題について意見交換がされました。生産者と消費者の関係という観点から、次のご意見を頂きました。

- 1 地元産農産物の安全性をPRし、生産者と消費者の連携で地元農産物の消費拡大を図る。
- 2 「飯田の農産物」の品質規格を作り、合格した高規格品に「飯田ブランド」を与えたらどうか。
- 3 学校給食での地元農産物の利用を進め、学校教育現場で食農教育の機会を設けて欲しい。

## 特集 ◆閉会中の議会活動◆ 産業経済委員会 レポート

市議会が閉会中の期間でも、各委員会では調査、審議、検討などの活動を日々行っています。ここでは、産業経済委員会の活動にスポットライトを当てます。

### 【産業経済委員会が最近実施した意見交換会】

平成17年11月	飯田商工会議所工業委員会
平成17年12月	飯田市観光協会
平成18年1月	飯田市農業委員会
平成18年4月	J Aみなみ信州
平成18年6月	飯田市内の消費者団体



20  
2008.08.14  
19

建設環境委員会

# 一般廃棄物最終処分場の建設請負契約案2件を審議

## 情報コーナー

### 2つの工事の概要

これらの工事は、飯田市千栄に設置する一般廃棄物最終処分場の工事を2つの部分に分けて、それぞれに発注するため、2つになったものです。

#### ○施設の機能

埋立ごみ、焼却処分した残りの灰などの埋立て

#### ○工事の内容

- 1 埋立施設等の建設工事
- 2 浸出水処理施設等の建設工事

#### ○規模

- 1 埋立て面積 13,800平方メートル
- 2 埋立て容積 101,000立方メートル

#### ○契約金額

- 1 埋立施設の工事 14億4,900万円
- 2 浸出水処理の工事 5億190万円

#### ○契約相手

- 1 埋立施設の工事  
吉川・カリス・千栄特定建設共同企業体
- 2 浸出水処理の工事  
ユニチカ株式会社名古屋営業所

### 一般廃棄物最終処分場の埋立施設等及び浸出水処理施設等の建設工事の契約を承認

六月二十日に開催された建設環境委員会では、本会議から二件の議案の審査を付託されました。ここでは、その審議の経過についてお知らせします。

**Q** 廃棄物から生じた汚水が地面に浸透するのを防ぐために設ける遮水シートの構造はどのようなものか。

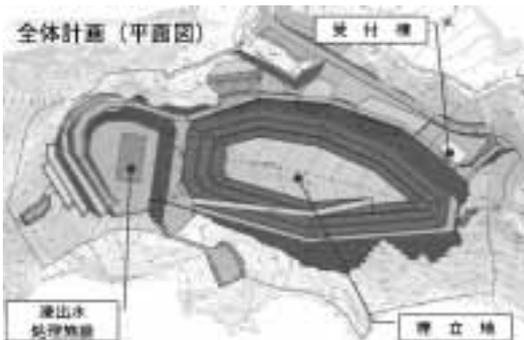
**A** 厚さ一・五ミリメートルのシートを二重に敷いて、それらの間に自己修復材を入れることにより、水漏れを防止する構造となっている。

**Q** 浸出水処理の工事は見込みよりも随分安く入札されたが、機能面に心配はないか。また、施設の工事の監理や、完成後の施設の維持管理は誰が責任持つて行うのか。

**A** 浸出水処理の工事は、実績のある受注者なので大丈夫だ。工事の監理と完成後の維持管理の責任は飯田市にある。この業務を委託している会社とともに、二重の管理体制で臨んでいく。

**Q** 埋立期間が平成二十一年度から十五年間となっているが、ごみの減量化を呼びかけ、施設の延命の努力はするのか。

**A** イタチガ沢処分場は当初の埋立期間を過ぎたが、もう二年ほどは使える見込み。新しい処分場も、一層のごみの節減を呼びかけ、予定期間より長く利用できるようにしたい。



この議案は採決されましたが、建設環境委員会の佐々木委員長により、次のとおり総括報告が行われました。

この施設は市民にとっても飯田市にとっても重要であり、施工に当たっては市の主体性を持って責任ある立場で厳正な監理・監督を行い、仕様に沿った建設を行って頂くこと。また、供用開始後も、同じく、市民にとって安全・安心な施設となるよう厳正な監理・監督を行っていくことを強く要望する。

土地利用計画特別委員会

国土利用計画（第2次飯田市計画）案を審議

六月二十一日に開催された土地利用計画特別委員会では、本会議から国土利用計画（第2次飯田市計画）案の審査を付託されました。ここではその審議の主な経過についてお知らせします。

飯田市における土地利用の基本的な指針を策定

～今後策定する具体的土地利用計画へのステップに

「近年、社会構造やライフスタイルの変化により産業構造や街の姿が変化したり、新たな宅地需要の発生等により地域の景観が損なわれる状況がある。また、農業や商業等の一部で産業の維持が困難になり、少子高齢化や後継者不足等の問題も生じている。現行の計画を見直し、総合的・体系的な土地利用計画を新たに策定し、実行することで、持続可能な地域経営を目指す必要がある」と市長側からの説明がありました。

情報コーナー

国土利用計画（第2次飯田市計画）の概要

土地基本法により、飯田市の区域における土地利用のあり方の基本的方向性について定めたもので、主に次の内容が書かれています。

①飯田市の特性・地域の分析

飯田市の各地域ごとに、土地利用の現状と地域の特徴を分析しています。

②基本的理念・基本方針

土地は公共性の高い私有財産であることを基本理念とし、土地利用の際は、地域の持続可能性、自然環境や農地の保全、伝統文化の承継等の配慮を求めるとともに、各地域の個性を尊重する「拠点連携型地域構造」を目指しています。

③市域のゾーン分けと各ゾーンの役割

市域を地域の特性に応じて市街地、田園里山、山間、その他の各ゾーンに分類し、それぞれが互いに補完しあうよう、役割分担を決めています。

④この計画を達成するために必要な措置

土地利用関係法律の適切な適用、地域整備施策の推進、環境保全と美しい飯田市の形成、土地利用転換の適正化、土地の有効利用の促進などを、必要な措置として定めています。



土地の利用のルールを設けることで、多様性あふれる飯田の自然的・文化的な景観を保ちつつ、農地の保全、産業振興、担い手の確保などの課題に取り組まなければなりません。

今後の動き

この計画を基本としながら、

①目指す都市像（都市計画マスタープラン）

②農業施策と農地利用（農業振興地域整備計画）

③景観づくりの方針・ルール（景観計画）

などを総合的・体系的に策定し、併せて、地域の皆様のご意見や個別の開発計画等、多くの要請を調整する仕組みづくりについて、行政と共に検討を進めていきます。

A

例えば下水道は公共の衛生のための都市施設のひとつであり、他にも都市施設はあるが、どれも特定の個人の利益のためのものではない。都市計画上の恩恵とは、多くの市民が都市に集まり、そこで都市施設を利用して快適に暮らせることである。

Q

都市計画区域に都市的恩恵をこうむれない住宅があるが、どうか。

A

この計画は、都市を効率的に機能させるため、都市機能をコンパクトに集積させるのが狙い。都市は周辺の農村地域を背景に成り立っており、周辺農村地域も都市の機能の一部を担っているため、周辺地域も都市の一部分として一体的に考えている。

Q

近年の都市計画区域の拡大傾向と、この計画の方向性とは、どのような連動性があるのか。

A

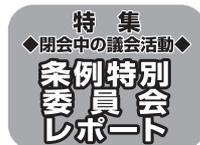
土地が有する公共性とは、土地を取り巻く地域社会とのかかわりのことで、まわりの土地の向上が自分の土地の向上にもつながるといった意味である。従って、地域の土地の利用のありかたについては、地域の総意をもって考えて頂きたい。

Q

この計画では、「土地は私有財産であるが、公共的意味合いが強い」と述べられている。この意味は何か。

自治基本条例特別委員会

飯田市自治基本条例の原案を市議会全員協議会で決議



飯田市自治基本条例特別委員会では、飯田市自治基本条例の制定に向けて取り組んできましたが、市議会全員協議会で条例の原案が決議されましたので、最近の経過についてお知らせします。

条例の条文素案からいよいよ「条文原案」に

地区説明会で頂いた皆さまのご意見をもとにして

平成十八年二月から三月にかけて各地区で条文素案の説明会を行い、頂いたご意見を基に条文素案を手直しして条文原案を作成しました。平成十八年七月に、再度、市民の皆さまにこの原案に対するご意見を募集したところ、多くの貴重なご意見をお寄せ頂きましたので、今後はご意見を参考にしてこの条例原案にさらなる検討を加え、条例の案に仕上げてゆく予定です。

情報コーナー

条文素案から「条文原案」への主な変更点

○第4章に「地域自治」の章を新たに加えました。

【目的】

新たに、独立した章を置き、ここに地方分権時代にふさわしい地域づくりの仕組みを規定することで、身近な地域での自治の一層の充実を図るためです。

【変更内容】

1 条文の移動と内容の充実

素案は第6章の第20条で「協働のまちづくり」を規定していましたが、原案では更に内容を充実させ、第4章の第11条に「市民組織の尊重」、同第12条に「地域自治の推進」として、規定し直しました。

2 新たな条文の設置

新年度から導入が予定される地域自治組織が円滑に機能するよう、第14条で地域のまちづくりに取り組む地域の組織を尊重し、第15条で身近な地域の自治活動組織に積極的に参加・協力するよう努力することが市民主体のまちづくりにとって重要であることを確認する規定を置きました。

自治基本条例シンポジウム開催される

平成18年7月22日に、鼎文化センターで、自治基本条例シンポジウムが開催されました。第1部では、大森彌先生（東大名誉教授）による講演が、第2部では大森先生をコーディネーターに学識者によるパネルディスカッションが行われ、約4百人の市民が熱心に聴講をしていました。

講演の概要

先日、大雨による災害があった。天災の発生は人間にはどうにもならないが、自治は全て自分たちの手で作ることができる。これからの自治は、市民自らが自治をどう考え、誰がその担い手となるかをきちんと描くことが重要だ。ここ飯田市には「むとす」の精神が根付いており、この条例案にも市民が主役で登場している。通常は市長がリーダーシップを取って自治基本条例を定める例が多いが、飯田市議会では議員が市民の中に入ってゆき、自ら企画立案し、市民と話し合いながらこの条例案は生まれてきた。これは新しい自治のかたちの始まり。以前私は飯田市議会から議会に諮問機関を置くことについて相談を受けた。過去に自治省は「できない」旨の通知を出しているが、今日では、市長部局同様に議会にも諮問機関がなければ、議会は十分な企画立案はできない。飯田市議会はそこを突破し、全国の地方議会を勇気付けた。上程の暁には、胸を張って世の中に出せる条例にして欲しい。



大森先生のコメント

市議会が市民会議を立ち上げて、こうした条例を作る例は全国初。地域のまちづくりに取り組む地域の組織を尊重するなど、市民主体でまちづくりをすることを条例に規定するのは他に例を見ない。市民との協働が全面に出ていることが非常に重要。

これらは、今まで飯田市議会が市民と一緒にきめ細かい話し合いを積み重ねてきた成果といえます。

## 第2回定例会の一般質問の質問内容

## 原 和世 (会派みらい)

- 1 地育力向上連携システムに関し、①地育力の概念 ②地育力と人材育成システム ③地育力と経済自立 ④地育力と市の教育方針
- 2 地域防災に関し、①危機管理部長の抱負と課題 ②東海地震の防災応急対策計画における危機管理部長の役割 ③有事の際の最優先事項 ④情報伝達網としてアプリケーションサービスピロバイダの利用の意向
- 3 市長の政治姿勢に関し、①市職員との協働は ②政策会議の役割と位置付け ③市政経営に関する意思決定過程の公表

## 新井信一郎 (会派みらい)

- 1 中津川市での中学生殺害事件を受けて、当市の危機管理面から、①廃墟といわれる無人の建造物等の有無 ②それらに対する今後の対策・対応 ③事件を踏まえて危機管理部長がこの2ヶ月間に当市に関し気付いたこと
- 2 ブログ等の利用が広がる中で、①学校教育におけるインターネット利用についての教育の状況 ②読書時間の減少傾向に対する学校の対応と図書館の充実
- 3 義務教育制度に関し、①公立校での選択制導入 ②通学区域の見直し ③小中学校の統廃合 ④全国一斉学力テストの活用

## 木下克志 (会派みらい)

- 1 農業政策に関し、①市役所の事務所移転の成果 ②南信州ブランド化の進展と方向性 ③後継者対策 ④遊休荒廃農地対策
- 2 市道飯田下山線の名古熊以南に関し、①松尾代田・鼎名古熊地区の交通渋滞対策 ②産業道路としての機能確保策 ③通勤時の地区住民の利便確保策 ④松尾城線の歩行者の安全確保策 ⑤今後の課題と改善策
- 3 飯田りんごは、昨年度の反省をどう活かして計画されているか

## 吉川秋利 (むとす市民の会)

- 1 市の義務教育において、①基礎学力の捉え方 ②小中一貫教育への取組み ③地域に開かれた学校への取組み ④地域で育てる子どもとは ⑤薬物・飲酒・喫煙への対応 ⑥地域子育て支援センター
- 2 地球温暖化防止策に係る太陽光発電の助成制度について
- 3 まちなか観光について

## 佐々木重光 (会派みらい)

- 1 歴史研究所に関し、①当初の設置目的と運営の現状 ②出版物の著作権の帰属 ③市誌の編さん業務の進捗状況等
- 2 藤本四八写真文化賞に関し、①第5回の授賞結果 ②この賞の役割 ③この賞の運用実績に対する市の自己評価
- 3 長谷川コレクションに関し、①追手町小学校での常設展示の実施状況 ②より効果的な活用方法
- 4 美術博物館に関し、①歴史研究所との業務内容の重複 ②喫茶部門の一般開放による利用増 ③プラネタリウムの利用状況
- 5 川本喜八郎人形美術館に関し、①設置目的 ②設置により得られる効用 ③長期的な利活用方法

## 清水可晴 (市民パワー)

- 1 分権型社会に対応する人事評価制度の導入に関し、①制度導入の目的、基本理念 ②組織運営上めざす制度の方向性(自治基本条例との関係) ③制度の活用と自治体の活性化 ④制度導入に当たって置くべき試行期間 ⑤苦情処理委員会の設置・公平委員会の組織(管理職への導入状況等)
- 2 新年度の職員採用計画と職員の削減計画の状況、今後の保育園のあり方と保育士の採用について

## 上澤義一 (会派みらい)

- 1 産業経済部の、①農業課、工業課、商業課、観光課の現場主義の取組状況、成果と課題
- 2 市行政全体に係る今後の現場主義の方向性
- 3 農業振興対策に関し、①荒廃農地対策 ②Uターン、後継者等の担い手対策 ③土地利用計画策定と農業振興政策との整合

## 下平勝照 (市民パワー)

- 1 市の行財政に関し、①本年度予算執行方針の特徴 ②財政力指数 ③将来の人口減による市財政への影響 ④地域経済活性化プログラム2006による税収入の見込みとパワーアップ協定の内容 ⑤合併特例債の活用と今後の見通し ⑥特別職の退職手当に対する考え ⑦2007年団塊世代職員退職に対する対応 ⑧行財政改革と条例等の整理 ⑨住民参加型のミニ市場公募債導入の意向 ⑩マッチングギフト制度の導入の意向
- 2 地球温暖化防止に関し、①買物袋持参運動の促進 ②健康被害防止のため黄砂飛散情報の提供 ③飯田測候所の無人化

## 永井一英 (公明党)

- 1 小学校での英語教育の推進に関し、①小学校の現状 ②中学校での英語教育の現状と生徒の実態 ③市教委の小学校での英語教育に対する考え ④今後の推進方法 ⑤教育を充実させる際の課題
- 2 道路行政について、①バリアフリー工事済みでも車椅子で転倒する例があるが施工の内容 ②利用者の声の道路行政への反映 ③国交省の「ユニバーサルデザイン政策大綱」を踏まえ、利用者の行動に対応する連続的バリアフリー化と、計画段階からの関係者の参画

## 伊壺敏子 (日本共産党)

- 1 「健康いいだ21」に関し、①本年度における成果と現況 ②来年度から平成22年度に向けての取組みと現段階で予定している年度ごとの事業
- 2 生活習慣病対策に関し、①今後の事業の進め方 ②「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に照らしたこれまでの事業の総括
- 3 「国民保護計画」の作成に関し、①これを市が作成する必要性 ②既存の「飯田市地域防災計画」とこの計画との関連 ③計画の作成よりも有事回避のための平和外交の努力の重要性について学校教育や社会教育での取組み

## 木下容子 (市民パワー)

- 1 障害者自立支援法に関し、①法施行に伴う市の対応 ②法のポイント ③支給決定のための障害程度区分の判定事務の流れと職員・審査会体制 ④支援費制度からの移行による利用者負担の1割化による低所得者への軽減策
- 2 地域生活支援事業に関し、①国から交付される支援事業費の総額 ②相談支援、移動支援、地域活動支援センター等の新サービスの概要 ③地域生活支援事業を広域で取り組む意向 ④高等部を含む障害児の放課後及び長期休みの保育支援

## 牧内信臣 (日本共産党)

- 1 医療制度改革に関し、①70歳以上の患者負担割合の引き上げに伴う国保への影響 ②高額療養費や人工透析の負担額引き上げによる負担増と国保への影響ほか
- 2 国民健康保険制度に関し、①国保税と国庫支出金、保険給付費の各見込額の算定方法 ②収納率の設定の際、そこに至る判断方法
- 3 三遠南信自動車道「仮称天竜峡インター」の用地およびその周辺の土地の利活用に関し、①国の考え方 ②市の国への折衝 ③「天竜峡花の里」の取り組みに対する考え方 ④天竜峡温泉の活性化策について

## 中島津雄 (会派みらい)

- 1 放課後児童対策に関し、①市の取組み状況 ②希望児童の受入れ状況と現場の対応 ③国の放課後児童対策の捉え方 ④来年度からの対応策
- 2 いわゆる改正「中心市街地活性化法」に関し、①改正法の要点とその意図 ②改正法の捉え方・生かし方 ③中心市街地「丘の上」の再生への対応 ④改正法と「街並み整備を住民組織で」という国の仕組み導入との関連
- 3 市役所の2007年問題に関し、①団塊世代の退職と補充 ②人材としての市職員の年齢バランスと雇用計画の関係

## 後藤荘一 (日本共産党)

- 1 農業振興に関し、①ポジティブリスト制度移行による農業の飛散の問題について、近隣農家同士の情報交換等の連携を促進する体制づくり ②合併による業務増の中、農業委員会事務局の職員の削減の理由
- 2 国土利用計画(第2次飯田市計画)案では「農用地の確保・維持」が掲げられるが、①都市計画区域の用途地域とそれ以外の地域の農地には税制面に差があるが、農業振興地域内の宅地の税制面の取扱いと理論的な整合性 ②指定をした農業振興地域への支援体制

## 原勉 (会派みらい)

- 1 いわゆる「まちづくり三法」改正の動きと中心市街地再生への影響
- 2 議会棟解体と市庁舎現地改築へのシナリオ
- 3 当市における高校再編の動きに関し、①県教委の統合スケジュールに対する市の見解 ②今年度の中学卒業者の進学への影響
- 4 地域経済活性化プログラム2006とパワーアップ協定に関し、①それぞれの具体的内容 ②協定に基づく市と企業の取組み内容

## 代田剛嗣 (むとす市民の会)

- 1 新自由主義経済と格差社会についての市長の基本的見解
- 2 経済の自立に関し、①既存の工業地域指定地区の課題と対策 ②新工業団地構想
- 3 都市計画税の課税区域の変更に関し、①市民への説明は十分か ②課税後の受益の公平性 ③都市計画区域の拡大の有無
- 4 田中県政に関し、①手法など知事から学んだことは何か ②県知事選挙の時期と、人形劇フェスタ及び飯田りんごの対策
- 5 特別職の退職手当に関し、①小泉首相の退職手当に関する発言について ②市における特別職の現状

次の定例会市議会は9月4日開会予定です。あなたも是非傍聴を!!

基本構想基本  
計画検討委員  
会を設置

第五次基本構想基本計画の策定については、市民との協働という方向の下、市民検討会議という形で市民の参画を得て進められてきました。

一方、今後の市政運営に  
関し非常に重要な事項であることに鑑み、本年第一回定例会において、議員の総意により基本構想基本計画検討委員会の設置を決議し、議会としてその策定にかかわっていくこととしました。

四月以降十回にわたる検討委員会を開催し、将来都市像や基本目標の検討を重ねるとともに、政策・施策に関するしても詳細にわたって議論を交わしています。また、策定にあたって行政評価の手法が用いられることに鑑み、この手法に対する全議員による勉強会を開催するとともに、六月には市民検討会議との懇談会を開催し、ご意見を伺う機会も持ちました。今後とも多くの方々から意見を伺いながら積極的な議論を重ねて参りたいと考えています。

議員コーナー

(議席順に掲載します。)



しもだいらかつひろ  
下平勝照

—クールビズ—

地球温暖化といわれて久しい。生の現場で二酸化炭素排出削減が簡単に取り組めるノーネクタイ、クルビズが昨年あたりから普及し始め、結構評判がよい。管

外視察に伺っても、最初の挨拶が「クールビズで対応させていただきます。」と、双方心得ていて、



こうそういち  
後藤荘一

—竜峡小梅専用過熟の梅干—

記録的な降水量の梅雨が続き、これをしたためている7月27日になって、ようやく梅雨明けかなと思う天気になっている。

だいぶ前から竜峡小梅の梅干をつくるようになり、この時期の天気は普段より気になるようになった。梅干は土用の、18日間のうちの3昼夜、天日で干すことで梅干になる。この

そこには暗黙の了解がある。

もうひとつ、五本指ソックスである。数年前に出現し、今では完全に市民権を得た感がある。デザインもカラフルになり種類も豊富だ。直近の情報では、女性のストッキングにも五本指のものが誕生するそうだ。早速私も五本指のソックスを試してみた。ジメジメ感がなく清涼な雰囲気、清潔で、水虫に悩む人にも良さそうだ。

日本の夏は蒸し暑く、不快指数も高い。快適に夏を過ごすには多角的な工夫が必要だ。イギリスでもこの流れが現れたと聞いた。

時期、夕立があつたりして、雨には気を使う。気を使うのは天気くらいで、添加物は塩(18%)とあかじそ(5%くらい)だけなので、分量さえ間違えなければ誰でもできる(少しこだわる部分もあるけど)。自画自

賛ではないが、自作のものは、スパーのものとはやっぱり違う。素朴で、くどくないものに仕上がる。竜峡小梅の専用過熟の梅干は、大きさからいって一口で食べられ、ちょうどいい大きさである(およそ5グラムくらいかな)。この竜峡小梅の梅干は、いろんな意味で私のストレス解消に役立つている。

傍聴席

この欄では、傍聴者アンケートで市議会にお寄せいただいた市民の声の中からいくつか紹介しています。

◆質問者が多く、意欲が伺われ、議員の気力を感じて大変嬉しく思った。市長部局との一問一答式も互いに勉強になり、良いことと思う。(73歳 男 無職)

◆今までの質問形式から変わわり、一問一答式は聞く者にとつて分かり易くなりました。ただ、質問の声が少々小さく聞こえました。(71歳 女 主婦)

◆理事者を始め、議員諸氏、事務局職員に至るまでネクタイを締め、国会のような下品な野次もなく、真摯な態度で進行していて良いが、国はノーネクタイでやっている。もつとリラックスした雰囲気があつても良い。(74歳 男 無職)

第三回定例会日程 (予定)

- 九月 四日 開会
  - 九月十一日 一般質問
  - 九月十二日 一般質問
  - 九月十三日 一般質問
  - 九月十四日 総務文教委員会
  - 九月十五日 産業経済委員会
  - 九月十五日 社会委員会
  - 九月二十一日 建設環境委員会
  - 九月二十一日 閉会
- (日程は変更することもあります)

※次回定例会の請願・陳情の締切は、8月29日(火)の午後5時です。